

# カーボンフットプリントレポート及び カーボンフットプリントガイドラインについて（概要）

令和5年2月  
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室  
環境省 地球環境局 脱炭素ビジネス推進室

## 1. 意見公募の背景

経済産業省では、「サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会」を開催し、製品単位 CO2 排出量（カーボンフットプリント）に関する検討を行っています。

今般、カーボンフットプリントレポート及びカーボンフットプリントガイドラインの公表に向けて、その案について広く皆様から御意見をいただくことを目的として、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施いたします。

なお、今回提出された御意見等を踏まえ、同検討会委員において書面審議を行う予定です。

## 2. 意見公募の対象

- ①カーボンフットプリント レポート（案）
- ②カーボンフットプリント ガイドライン（第1部）（案）
- ③カーボンフットプリント ガイドライン（第2部）（案）

なお、カーボンフットプリント ガイドライン（第3部）は、カーボンフットプリントの算定・表示に取り組む事業者等を対象とした、実践的なガイドブックとなる内容を予定しており、別途環境省において作成の上で、同ガイドラインの公表時にあわせて公表します。

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- (2) 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年2月16日（木）～令和5年3月2日（木）

## 5. 意見提出方法・提出先

電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

の意見提出フォームからご提出ください。

※電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

- ・ 皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。
- ・ 提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見

の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。